福知山市議会自由討議実施要領

(目的)

- 第1条 この要領は、福知山市議会基本条例(平成24年福知山市条例第31号)第1 4条に規定する自由討議の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。 (実施対象)
- 第2条 自由討議は、福知山市議会委員会条例に規定する常任委員会の所管事項を実施対象とする。

(実施方法)

- 第3条 自由討議は、委員長又は委員の提案により、委員会に諮って実施するものとする。
- 2 自由討議の進行は、委員長が行うこととする。
- 3 議事説明員の説明がある場合は、委員の質疑が終了した後、自由討議を実施することとする。
- 4 議事説明員の退席は、求めないこととする。ただし、委員長が必要と認める場合は、この限りでない。

(発言等)

- 第4条 委員が発言するときは、委員長の許可を得なければならない。
- 2 委員の発言回数は、制限しないこととする。
- 3 委員は、他の委員の発言を強要することはできない。
- 4 委員は、発言趣旨を補完する資料を配付する場合には、あらかじめ委員長の許可 を得なければならない。
- 5 議事説明員は、発言に加わらないものとする。ただし、委員長から発言を求められた場合は、この限りでない。

(自由討議の取り扱い)

第5条 自由討議において、合意形成の図られたものについては、議案提出及び委員 長報告など、必要に応じて本会議に反映させるものとする。

(検証)

- 第6条 各常任委員会の自由討議の実施状況は、委員長会議で検証し進める。 (その他)
- 第7条 この要領に定めるもののほか、自由討議の実施に必要な事項については、議 会改革検討会議に諮って定める。
- 附則(平成26年11月20日 議会改革検討会議決定)

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附則(平成27年10月19日 議会改革検討会議決定)

この要領は、平成27年12月1日から施行する。